

第3期 事業報告

〔平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで〕

神戸港埠頭株式会社

事業報告

(平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度は、「民」の視点からの効率的な埠頭の管理運営に努めるとともに、アジア主要港との厳しい港間競争を勝ち抜くことができる国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の実現を目指して、取り組んでまいりました。

港湾管理者・大阪港埠頭株式会社と一体となって、阪神港セミナー（東京）、各種集荷施策説明会（広島、松山、滋賀等）といった、効果的かつ効率的なポートセールス活動に取り組みました。また、釜山港をはじめとする東アジア主要港に流れている西日本の貨物を奪還すべく、内航フィーダー網の拡充を図るとともに、アジア・東南アジア貨物誘致等、集荷事業強化の取り組みを進めてまいりました。

円高や欧州危機の影響といった非常に厳しい社会経済状況でありましたが、これらの集荷事業に港湾管理者と連携し取り組んだ結果、平成 24 年の神戸港の内外貿を合わせたコンテナ取扱個数は、2,568 千 TEU となりました。

平成 24 年 4 月に「経営企画室」を新設し、「特例港湾運営会社」の指定、大阪港埠頭株式会社との経営統合の検討に向けて、組織体制の充実を図りました。平成 24 年 10 月 17 日には、港湾法に基づく国土交通大臣による「特例港湾運営会社」の指定を受け、平成 24 年 12 月 28 日から特例港湾運営会社としてポートアイランド及び六甲アイランドにおいて、公共コンテナ埠頭を含む外貿埠頭及びフェリー埠頭の管理運営を開始しました。

この結果、各事業の収支は次のとおりでございます。

① 外貿埠頭事業

当事業年度の外貿埠頭事業は、建設事業として、ポートアイランド外貿埠頭のガントリークレーンの製造に取り掛かるとともに、埠頭貸付事業として、公共コンテナ埠頭を含むポートアイランド及び六甲アイランドにおける外貿埠頭の管理運営を実施しました。

これらにより、売上高は 7,227 百万円、売上原価は 7,143 百万円、販売費及び一般管理費は 772 百万円となりました。

② フェリー埠頭事業

フェリー埠頭事業は、六甲アイランドにおけるフェリー埠頭の管理運営を実施しました。これにより、売上高は 437 百万円、売上原価は 203 百万円、販売費及び一般管理費は 32 百万円となりました。

以上の結果、外貿埠頭事業、フェリー埠頭事業を合わせた当事業年度の売上高は7,665百万円、営業損失は485百万円、経常損失は1,141百万円、当期純損失は1,149百万円となりました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当期の設備投資の状況は、下記のとおりとなっております。

埠頭名	内容	実施額
P C 15 東～17	クレーン製造等工事※	1,217,185 千円
R C 4/5	再整備工事	124,987 千円
P L 1～15	上屋防水補強工事	72,880 千円

※港湾法第55条の8に基づく事業の財源は、国庫金無利子借入金(4割)、港湾管理者無利子借入金(4割)、特別転貸債借入金(1割)、自主財源等(1割)で構成されています。

上記設備投資にかかる資金調達については、下記のとおりとなっております。

借入区分	P C 15 東～17
国庫金無利子借入金	461,191 千円
港湾管理者無利子借入金	461,191 千円
特別転貸債借入金	115,200 千円
市中銀行借入金	110,000 千円
合計	1,147,582 千円

上記以外は自主財源を充てております。

(3) 直近事業年度の財産及び損益の状況

区分	単位	第1期	第2期	第3期
売上高	百万円	-	8,071	7,665
経常損失	百万円	13	3,063	1,141
当期純損失	百万円	13	1,866	1,149
1株当たり当期純損失	円	22,413.06	2,624.20	1,614.57
総資産	百万円	26	93,292	85,100

(4) 対処すべき課題

国際コンテナ戦略港湾「阪神港」を一元的に管理運営することで、国際競争力を強化し、取扱貨物量を増大させるため、平成27年を目途に大阪港埠頭株式会社と経営統合し、港湾法に基づく港湾運営会社の指定を目指します。港湾運営会社に指定されるまでの間においても、特例港湾運営会社として引き続き「民」の視点による運営を推し進めてまいります。

また、基幹航路の維持・拡大を図り、国際競争力を強化するため、高規格ガントリークレーンを整備し、船舶の大型化に対応するとともに、大阪港埠頭株式会社と

連携し、阪神港の取扱貨物量の増大に向けた効果的な集荷施策を展開してまいります。

(5) 主要な事業内容

外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業の実施

(6) 主要な営業所

本社 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 神戸商工貿易センタービル16階

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
47名	△1名

注 従業員数は、平成24年度における正社員(神戸市からの派遣者含む)、嘱託職員及び出向社員の数であり、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣者は含んでいません。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
国土交通省	10,702,679千円
神戸市	21,185,468千円
三井住友銀行	13,294,100千円

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,000,000株

(2) 発行済株式総数 711,860株

(3) 株主の状況

株主	持株数
神戸市	711,260株
三井住友銀行	600株

3. 会社役員に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
犬伏 泰夫	代表取締役社長	株式会社神戸製鋼所 相談役
岡田 健二	代表取締役専務	株式会社神戸フェリーセンター 取締役
中村 光男	常務取締役(経営管理担当)	
江本 直輔	常務取締役(経営企画担当)	
計谷 和明	常務取締役(戦略港湾推進担当)	
桜井 秀憲	常務取締役(技術企画担当)	
山藤 浩	取締役	日本郵船株式会社 港湾国内グループ グループ長
田副 忠亮	取締役	株式会社上組 取締役常務執行役員
岡口 憲義	取締役	神戸市みなと総局長 株式会社神戸フェリーセンター 代表取締役
黒田 勝彦	監査役	大阪港埠頭株式会社 社外取締役
大塚 明	監査役	弁護士 神戸学院大学法科大学院教授

注 1 平成 24 年 6 月 28 日付で岡田健二は代表取締役専務に、江本直輔は常務取締役(経営企画担当)に就任しております。

山藤浩、田副忠亮、岡口憲義は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

なお、桜井秀憲、山藤浩は平成 25 年 3 月 31 日をもって取締役を退任しております。

注 2 黒田勝彦及び大塚明は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	8 名	63,622 千円	株主総会承認限度額 取締役 9 名に対し、月額 9,000 千円以内
監査役	2 名	4,269 千円	株主総会承認限度額 監査役 2 名に対し、月額 1,000 千円以内
合計	10 名	67,891 千円	

注 当事業年度末現在の人員は、取締役 9 名、監査役 2 名ですが、無報酬の社外取締役が 1 名いるため、支給人員と相違しています。

5. 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	山藤 浩	当事業年度中に 5 度開催された取締役会のうち 4 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	田副 忠亮	当事業年度中に 5 度開催された取締役会の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	岡口 憲義	当事業年度中に 5 度開催された取締役会のうち 3 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	黒田 勝彦	当事業年度中に 5 度開催された取締役会の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	大塚 明	当事業年度中に 5 度開催された取締役会の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

6. 社外役員責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役、社外監査役の全員と責任限定契約を締結しており、内容は次のとおりであります。

①社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

②社外監査役

社外監査役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

7. 会計監査人の状況

- (1) 名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額 4,500 千円
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
特記すべき事項はありません。

8. 会社の体制及び方針

当社は、内部統制体制を確立するため、平成23年3月18日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」（平成23年4月1日施行）を制定しました。

当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の取締役は、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守する。
 - ② 業務の適正を確保する体制を確立するため、専務取締役をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止する。
 - ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに取締役会に報告し、適切な処置をとるものとする。
 - ④ 監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社における取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、文書分類表に基づき適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスクの把握とその管理及び管理の体制等について、全社的対応は総務課が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応することとする。
 - ② 必要に応じて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるものとする。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき取締役は職務を執行する。
 - ② 取締役会を必要に応じて適宜に開催することとし、当社の経営方針にかかわる重要事項については、常勤取締役の合議により事前に審議を行い、業務執行状況を監督する。
 - ③ 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、事案決定規程その他の業務運営規程に基づき、各取締役及び社員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲する。
- 5 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社員が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて社員に対するコンプライアンス教育及び啓発活動を行う。
 - ② 当社の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期

に発見し是正するための内部通報制度を整備し、社員及び関係者からの報告体制を整える。

6 監査役の職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき社員として監査役補助者を社員の中から任命することが出来ることとする。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。

7 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役会規則の定めに従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
- ② 取締役及び社員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとする。
- ③ 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び社員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
- ④ 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。